

## 栃木県農業改良資金取扱要領

昭和60年 9月19日制定  
平成22年10月 1日全部改正 経流第251号  
平成23年 3月 1日一部改正 経流第430号  
平成23年11月21日一部改正 経流第472号  
平成24年 8月30日一部改正 経流第306号  
平成25年 4月 1日一部改正 経流第 53号  
平成26年 4月 1日一部改正 経流第164号

### (目次)

- 第1 趣旨
- 第2 貸付資格の認定
  - 1 農業改良措置に関する計画
  - 2 認定基準
- 第3 農業者等に対する農業改良資金の貸付条件等
  - 1 貸付対象者
  - 2 貸付金の限度額
  - 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間
  - 4 農業改良資金の内容
  - 5 融資を行う機関
  - 6 貸付けの手続
- 第4 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の貸付条件等
  - 1 貸付対象者
  - 2 貸付金の限度額
  - 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間
  - 4 農業改良資金の内容
  - 5 融資を行う機関
  - 6 貸付けの手続
- 別記1 農業改良措置の判断基準（例）
- 別記2 農業改良措置の留意事項
- 別記3 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令の「農林水産大臣が定める基準」

別記様式第1号から第8号

## 第1 趣旨

本県における農業改良資金に係る事務の取扱いについては、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）、農業改良資金融通法施行令（昭和31年政令第131号。以下「施行令」という。）、農業改良資金融通法施行規則（平成14年農林水産省第57号。以下「施行規則」という。）、及び栃木県農業経営改善関係資金基本要領（平成14年9月18日付け経流第389号。以下「資金基本要領」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## 第2 貸付資格の認定

### 1 農業改良措置に関する計画

#### (1) 農業者及びその組織する団体が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第6条第2項、施行規則で定めるところであり、資金基本要領第3の1の(1)において定める経営改善資金計画書（資金基本要領別紙2）に含まれるため、農業振興事務所長は当該計画書により貸付資格の認定を行うものとする。

#### (2) 認定中小企業者が作成する計画

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項の規定に基づき、認定農商工等連携事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれている場合には、農業振興事務所長は、農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）及び様式第6号により、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定中小企業者が団体である場合に、その構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなすものとする。

#### (3) 認定製造事業者等が作成する計画

米穀新用途への利用促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途促進法」という。）第8条第1項の規定に基づき、認定生産製造連携事業に農業改良支援措置（米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、農業振興事務所長は、米穀新用途利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）及び様式第6号により、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定生産製造事業者等が事業協同組合等又は、促進事業協同組合である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなすものとする。

#### (4) 促進事業者が作成する計画

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第9条第1項の規定に基づき、認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、農業振興事務所長は、認定総合化事業計画及び様式第6号により、貸付資格の認定を行うものとする。

### 2 認定基準

農業振興事務所長は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合には、農業改良資金（法第2条に規定する農業改良資金（法（農商工連携促進法第12条第1項、米穀新用途利用促進法第8条第1項又は六次産業化法第9条第1項の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格を認定するものとする。（別記1及び別記2参照）

#### (1) 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目区分（品種含む。）へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

(2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

(3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等（法第3条第1項第1号に規定する農業者等をいう。以下同じ。）にとって新たな技術又は取組であって、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

(4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

(5) 認定中小企業者に対する貸付けについては、認定農商工等連携事業を行う連携先の農業者等（連携先の団体（農商工等連携促進法第2条第2項の団体をいう。）の構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。）が認定農商工等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等が行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品（以下(5)及び第4の4の(1)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

(ア) 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること

(イ) (ア)の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれること  
のいずれも満たさなければならない。

(ウ) なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携先の農業者等から調達

する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「連携先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの(ア)から(ウ)までの規定を準用する。この場合において、イの(ウ)中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

- (6) 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

- (7) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。第3の1の(6)において同じ。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(7)及び第4の4の(3)において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(7)及び第4の4の(3)において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(7)及び第4の4の(3)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれる」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援

先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「支援先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

### 第3 農業者等に対する農業改良資金の貸付条件等

#### 1 貸付対象者

農業改良資金の貸付対象者は、第4の1に定めるもののほか、次に該当する農業者等とする。

- (1) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「持続農業法」という。）第5条第1項の認定農業者（持続農業法第5条第2項の認定導入計画に従って持続農業法第2条に掲げる持続性の高い農業生産方式（以下「持続性の高い農業生産方式」という。）を導入する場合に限る。）
- (2) 農商工等連携促進法第4条第1項の農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等
- (3) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（同計画に従って農林漁業バイオ燃料法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (4) 米穀新用途利用促進法第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた米穀新用途利用促進法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等（同計画に従って米穀新用途利用促進法第2条第7項第2号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (5) 六次産業化法第5条第1項の総合化事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業者等を含む。）

#### 2 貸付金の限度額

- (1)個人 5,000万円
- (2)法人・団体 1億5,000万円

#### 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

- (1) 貸付金は、無利子とし、その償還期限（据え置き期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に定める年数以内でそれぞれ公庫が定める年数とする。

貸付内容	償還期間（据置期間）
法第4条に定める特定地域資金を借り受ける場合	12（5）年以内
持続農業法第6条に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内

農工商等連携促進法第12条第2項に定める資金を借り受ける場合	12(5)年以内
農林漁業バイオ燃料法第8条に定める資金を借り受ける場合	12(3)年以内
米穀新用途利用促進法第8条第2項に定める資金を借り受ける場合	12(3)年以内
六次産業化法第9条第2項に定める資金を借り受ける場合	12(5)年以内

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成11年政令第334号）の「農林水産大臣が定める基準」は、別記3のとおりとする。

#### 4 農業改良資金の内容

法第6条第1項の貸付資格の認定を受けた農業改良措置計画に従って農業改良措置を導入するのに必要な次に掲げる資金とする。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- (3) 家畜の購入又は育成に必要な資金
- (4) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
- (5) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農畜産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (6) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (7) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- (8) 品種の転換を行うのに必要な資金
- (9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (11) (5)から(10)までに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）、雇用労賃及び機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金

#### 5 融資を行う機関

公庫又は法第3条第1項第2号に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）とする。

#### 6 貸付けの手続

貸付けに係る手続は、資金基本要領第3に定めるもののほか、次に定めるところにより、

貸付資格の認定を受けるものとする。

- (1) 貸付けを受けようとする者は、農業改良資金貸付資格認定申請書（様式第1号）により、公庫又は融資機関に当該認定の申請書を提出するものとし、当該申請書を受け取った公庫又は融資機関は、農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について（様式第4号）を添えて、当該申請書を農業振興事務所に提出するものとする。
- (2) 農業振興事務所長は、アにより申請書を提出した公庫又は融資機関に対し、正式なアの書類を受付けてから原則として2週間以内に、農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式第3号）及び農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について（書様式第5号）により、当該認定の審査結果を通知するものとする。ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。
- (3) 公庫又は融資機関は、イにより受け取った農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式第3号）による当該認定の審査結果の通知書を貸付けを受けようとする者に送付するものとする。
- (4) 農業振興事務所長は、イにより通知した審査結果について農業改良資金貸付資格認定状況報告（様式第7号）により、認定した月の翌月15日までに経済流通課へ報告するものとする。
- (5) 公庫または融資機関は、イにより通知を受けた貸付けを受けようとする者の融資の可否について、農業改良資金融資状況等結果報告書（様式第8号）により、融資審査結果が決定した月の翌月の15日までに経済流通課へ報告するものとする。

#### 第4 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の貸付条件等

##### 1 貸付対象者

- (1) 農工商等連携促進法第4条第2項第2号イに掲げる措置を行う認定中小企業者
- (2) 米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等
- (3) 六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う促進事業者
- (4) 次に掲げる場合については、貸付対象者から除外することとする。
  - ア 金融保険業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業をいう。）を営む場合
  - イ 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6か月を経過していない場合
  - ウ 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みに際し法律上の手続きを経ることなく金銭の貸借の媒介を業として行うものが介在する場合
  - エ 許認可及び登録等を必要とする業種にもかかわらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

##### 2 貸付金の限度額等

貸付金の限度額は、公庫が定める額とする。

##### 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

貸付金は、無利子とし、その償還期限及び据置期間は、下表に定める年数以内でそれぞれ公庫が定める年数とする。

貸付対象者	償還期限（据置期間）
認定中小企業者	12（5）年以内
認定製造事業者等	12（3）年以内

促進事業者	12(5)年以内
-------	----------

#### 4 農業改良資金の内容

##### (1) 認定中小企業者に対して貸し付ける場合

認定中小企業者に対する貸付けについては、連携先の農業者等が認定農商工等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置についての貸付けである。

##### ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

##### イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物等を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

(ア) 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること

(イ) (ア)の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれること

のいずれも満たさなければならない。

(ウ) なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先調達割合はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

##### ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得のことをいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの(ア)から(ウ)までの規定を準用する。この場合において、イの(ウ)中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

##### (2) 認定製造事業者に対して貸し付ける場合

認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）第4条の「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活



動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

(3) 促進事業者に対して貸し付ける場合

促進事業者に対する貸付けについては、支援先の農業者等が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置についての貸付けである。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物の生産又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先調達割合はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

5 融資を行う機関

公庫又は融資機関とする。

6 貸付けの手続

貸付けを受けようとする者の基本的な手続は、次のとおりとし、その詳細については、公庫の定めによるものとする。

(1) 貸付けを受けようとする者は、公庫が別に定める様式により、公庫又は融資機関に借入れの申込みを行うもののほか、貸付資格の認定を受けるものとする。

(2) (1)の場合における貸付資格の認定については、第3の6の(1)を準用する。この場合において、これらの規定中「農業改良資金貸付資格認定申請書(様式第1号)」とあるのは、「農業改良資金貸付資格認定申請書(特例対象者用)(様式第6号)」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成22年10月1日から適用する。  
この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成23年3月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成23年11月21日から適用する。
- 4 この要領は、平成24年8月30日から適用する。
- 5 この要領は、平成25年4月1日から適用する。
- 6 この要領は、平成26年4月1日から適用する。